

非暴力と反軍の9条1

古沢 宣慶

非暴力とは、文字通り一切の暴力を否定することである。大きくは、生き方としての非暴力、抵抗手段としての非暴力、国家暴力たる軍隊否定の非暴力の三つがある。この三つを全て兼ね備えたものが、真の意味での非暴力であろう。

生き方としての非暴力は、古来まっとうな宗教者が主張し、実践してきたものである。私は仏教僧侶だから、ゴータマ・ブツダの言葉を引用しよう。

「すべての者は暴力におびえている。すべての生きものにとって生命が愛しい。己が身に引きくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」(『ウターナヴァルガ』)

弟子のゴータッタは次のように言う。

「われは万人の友である。万人のなかまである。一切の生きとし生けるものの同情者である。慈しみの心を修めて、つねに無傷害(アヒンサー)を樂しむ。」(『テラガター』)

中村元は『原始仏典を読む』で、「特に避けるべきことは、暴力をもって人に害を加えることです。暴力を加えてはならぬ」ということは、繰り返し教えられています」と解説している。そして次のように言う。

「その理想を各個人が個人的なものとしていただいている限りは社会的な勢力とはなりません。これを社会的な実践運動のうちに採り入れて展開したが、ガンジー(1869～1948年)であります。」

ここに「抵抗手段としての非暴力」の問題が出てくる。

ガンジーは、生き方としての非暴力を踏まえた上で、大衆的政治行動としての非暴力を、英国植民地下のインドで実践した。「この運動は本質的には宗教的なものである」と断つた上で、「全心全霊をもって圧政者の意志に抗」した。その精神性の故に、「非暴力はこの世で最も積極的な力」なのだ。(『わたしの非暴力』)

大衆的政治行動としての非暴力は、M・L・キングをリーダーとするアメリカの公民権運動において鍛えられ、発展した。アメリカン・デモクラシーの伝統と結び付き、種々のユニークで効果的な技法が開発、整理された。その成果は、G・シャープ『武器なき民衆の抵抗』で知ることができる。

これらを受けて、私は、抵抗手段としての非暴力を次のように定義した。

「不正に対する怒りの表明、圧政への抵抗、根本的な社会変革を、暴力によらない多彩な方法で実践すること。」

非暴力を「抵抗手段」として限定するならば、非暴力行動への参加者は、非暴力的信条を持つ者だけに限る必要はなくなる。時に応じては暴力の使用を厭わない者も、非暴力に確信を持っていない者も、具体的・政治的な非暴力行動に自由に参加することができる。

ただ、以下のことだけは後の「国防」論とも関わることだけに、はっきりしておきたい。たとえ正当防衛だろうと、暴力の使用は許されない。ガンジーは言う。「もし自衛のためにせよ暴力が認められるなら、非暴力は無意味になります」と。

近年の仏教研究では、もつとも古いとされる『スッタニパータ』の中で、さらに最古のもの、第4章の第十五経だという。その冒頭にあるのが、次の一節である。

「殺そうと争闘する人々を見よ。武器を執って打とうとしたことから恐怖が生じたのである。」

岩波文庫版の註によるならば、「武器」と訳された語の原義は「杖」だそうである。それが、「武器」一般さらには「暴力」を意味



反戦スタンディング中の筆者

することになる。すなわち、この一節は、暴力、武力、軍隊のすべてを否定したものだと思えることができる。

中村元は、「戦争がどうして起こるのか、ということをおい出させるのではないでしょうか」としている。

ゴータマ・ブッダの教えを仏教の「慈悲」の基本とするならば、慈悲の実践とは当初から「戦争否定Ⅱ反戦」「軍隊否定Ⅱ反軍」ということになる。仏教は、「国家暴力たる軍隊の否定の非暴力」を明確に打ち出している。

「非暴力」とは「反軍」をも意味する。また、「反軍」の実践は「非暴力」に徹するものでなければならぬ。このことは、自覚的仏教徒の原則であり、その原則の一般化に努めることが、自覚的仏教徒の「宗教実践」だろう。

日本国憲法前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という一節がある。

「恐怖」が何に由来するのか、先の「スタートニパータ」の一節で明らかだろう。暴力で自らの欲望を満たそうとする「軍隊」が存在することである。

「欠乏」は何に由来するのか、その軍隊を維持するために膨大な資金（国税）を用いるからである。今、日本の国防予算の5兆円を社会福祉、災害復興、財政再建等に充てるならば、増税の必要はなくなるだろう。世界的

に見ても、軍事費を貧困の解決にまわせば、貧困だけでなく紛争もなくなるだろう。紛争の原因が貧困ではないにしても、頼るべき武力がないならば、話し合いによる解決の方に向かわざるを得ない。

戦争をなくし、軍隊をなくすことが、全世界を「恐怖と欠乏」から救う王道である。

その王道の具体的実現の方法を明示したが、日本国憲法第9条である。小田実はこれを、「世界平和宣言」と称した。

第一項は、単なる戦争だけでなく、外交上の「武力による威嚇」まで否定した。日本の「平和外交」は、抑止的な軍隊に頼ることなく、徹底して「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するものでなくてはならない。それは、たんに「平和外交を！」というスローガンにとどまることのない、欧米で自明の「力の外交」に代わるものの追求を旨とする。「非暴力外交」といふべきだろう。

「国家自衛権」については、1946年6月28日の吉田茂首相の国会答弁が参考になる。「近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於いて行はれたることは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思ふのであります。：正当防衛権を認むると云ふことそれ自身が有害であると思ふのであります。」

第二項は、一見明白である。戦力は保持しない、軍隊は持たない、よって自衛隊は「違憲」

であり、直ちに解散されなければならない。そうでないならば、市民の側が「解体」のための行動を起こさなければならない。それが日本国憲法下にある市民の責任であり、義務である。自衛隊解体という「反軍」運動を行う市民こそ唯一「合憲」の市民である。

そのために必要なのは、まず第一に「反軍の思想と論理」であるが、私は仏教徒なりのものをまとめたつもりだ。

次に必要なのが、「自衛隊解体Ⅱ九条実現」のプロセスを明示することである。かつて我々が反軍運動を始めたころは、隊内兵士と連帯しての一挙解体ということだったが、現実には甘いものではなかった。理想は理想として、長期的展望をもった具体的プログラムの作成が重要である。そのためには徹底したりアリズムとプラグマティックな姿勢が大切である。

(ふるさわ・せんけい／日蓮宗浄鏡寺住職)

